# 保険料の納め方

保険料の納付は原則として、年金からの納付となる特別徴収と、納付書または口座 振替などで納める普通徴収に分かれています。

※年度途中で75歳になった場合や、他市町村から転入した場合、しばらくの間は普通徴収となります。

- ●年金が年額18万円以上の方
- ●介護保険料と後期高齢者医療保険料の 合計額が、年金の年額の2分の1を超 \_\_\_ えない方



## 特別徴収

年金からの納付

年6回の年金受取月に、保険料が天引き されます。

※特別徴収の開始について、特に手続きの必要は ありません。

### 仮徴収

4月 6月 8月

※前年の所得が確定する までの仮算定された額

#### 本徴収

10月 12月 2月 (4期) (5期) (6期)

算定された保険料額な ら仮徴収分を差し引い

#### ●年金が年額18万円未満の方

または

介護保険料と後期高齢者医療保険料の 合計額が、年金の年額の2分の1を超 える方

## 普通徴収

納付書または口座振替での納付

納付書の場合…市町村から送付さ れる納付書で、納期限内に指定された金 融機関等で納めます。

□座振替の場合…ご指定の□座から 自動的に引き落とされます。

#### 普通徴収の納期(原則各月の月末)

7月(1期) 8月(2期) 9月(3期) 10月(4期) 11月(5期) 12月(6期) 1月(7期) 2月(8期)

保険料を 納付書で 納めている 方へ

## 口座振替をおすすめします!

保険料は納め忘れのない、安全・安心な口座振替をおすすめします。 納付の手間も省け、一度手続きをされますと自動的に継続されます。 口座振替を希望される方は、お住まいの市町村へご相談ください。

## 保険料を滞納すると

#### 「納期限を過ぎても納付がないと……

●督促手数料や延滞金が発生する 場合がありますので納期限内に 納付しましょう。

#### **特別な事情がなく滞納が続くと……**

有効期限の短い「短期被保険者証」 が交付されることがあります。 また、財産の差押えなどの滞納処 分を受ける場合があります。

上記の措置のほか、さらに滞納が続く と、医療費がいったん全額自己負担に なる「資格証明書」が交付されること があります。

保険料の納付が困難と認められた場合

## 納付のご相談について

には、保険料が減免されます。

保険料を納めることが困難な場合は、 お住まいの市町村へご相談ください。 災害や事業の休廃止、あるいは失業等 による被保険者または生計維持者の収 入の大幅な減少など、特別な事情により

#### ●健康診査を受けましょう

健康診査はお住まいの市町村で受診できます。 生活習慣病の早期発見や、自身の健康状 態を知る大きな手がかりになりますの < で、積極的に受けましょう。  $(\Lambda)$ 

#### ●ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬の特許が切れてから 同等の有効成分を使って作られたお薬のことで、 厚牛労働省が効き日や安全性を承認しています。 価格は新薬に比べて一般的に安くなっているた め、医療費の節約につながります。

すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわ けではなく、病状や症状により使用が認められな い場合もありますので、お医者さんや薬剤師さん と相談しながら利用しましょう。

#### ジェネリック医薬品に関する お知らせをお送りします。

→お薬をジェネリック医薬品へ切り替えること により、一定額以上お薬代が安くなる方に、差額 の一例を記載したお知らせをお送りします。 (7月・1月の2回)

おくすり手帳

#### ●お薬手帳を持ちましょう

お薬手帳には処方されたお薬の情報が記載され ます。過去に自分がどのようなお薬を服用したか 確認でき、お医者さんに行った時のほか災害時や 旅先での治療にも役立てることができます。

#### ●交通事故などにあったとき

交通事故など他人(第三者)の行為によって病気 やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けるこ とができます。届出が必要になりますので、お住ま いの市町村の担当窓口で手続きをしてください。



## 振り込め詐欺にご注意ください

秋田県内でも振り込め詐欺等が発生してい ます!

市町村や広域連合の職員が、医療費や保険 料の還付金の受け取りのために以下のような 指示やお願いをすることはありません。

- ●金融機関・コンビニのATMの操作を指 示すること
- ●キャッシュカードの暗証番号を聞くこと
- ●健康保険証やキャッシュカードをお預か りすること

還付金詐欺等の振り込め詐欺のほか、悪徳商 法も増えています。

また、送金の方法も振り込みだけでなく、 レターパックでの送金もあります。

不審な電話や訪問があった場合は、その場で 対応せず、相手の身分や氏名を確認し、お住まい の市町村や広域連合または警察署(県民安全相談 センター#9110)などへご相談ください。

#### ● お問い合わせ ●

申請や届出・保険料のご相談は

# お住まいの市町村の担当窓口

## 秋田県後期高齢者医療広域連合へ

〒010-0951 秋田市山王四丁月2番3号 秋田県市町村会館1階 TEL018-853-7155(業務課)

018-838-0610(総務課) FAX018-838-0611



http://www.akita-kouiki.jp/

## [保]険[料]の[な]が[れ]

## 被保険者

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の 障がいがあり、広域 連合の認定を受けた方







- 保険料額決定通知書・ 納入通知書の送付
- 保険料の徴収



## 広域連合

- 保険料額の決定
- 保険料額減免の決定





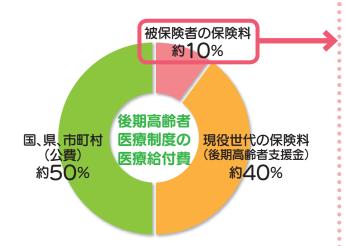
# 市町村

- 届出や申請の受付





# 保険料について



医療費は、みなさんが病院などで支払う窓口負 担分と保険給付で賄われています。

全体の医療給付費のうち、国・県・市町村(公費) で約5割を、現役世代の保険料(後期高齢者支援金) で約4割を負担し、残りの約1割をみなさんに納め ていただく保険料で負担します。

後期高齢者医療制度は社会全体で支えるしくみ となっており、保険料は、みなさんが安心して医療 を受けられるための大切な財源となっています。





1人あたりの保険料額

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均 等割額 と被保険者の前年の所得に応じて負担す る「所得割額」の合計となり、個人単位で計算され

この保険料率は秋田県内で均一となっており、 平成28・29年度の2年間は変わりません。

また、1人あたりの保険料の上限額は57万円 です。



# |保||険||料||が||軽||減||さ||れ||る||場||合|

保険料が軽減される場合は、あらかじめ軽減した保険料をお知らせしますので、手続き をする必要はありません。

### 均等割額の軽減

所得の少ない方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得によって次のとおり軽減されます。

| 世帯(被保険者及び世帯主)の総所得金額等                                       | 軽減割合                       | 軽減後の均等割額 |
|--|----------------------------|----------|
| 「基礎控除額(33万円)」以下の世帯で、被保険者全員が<br>年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合) | 9割<br><sub>軽減</sub>        | 3,971円   |
| 「基礎控除額(33万円)」以下の世帯   | 8.5割<br><sub>軽減</sub>      | 5,956円   |
| 「基礎控除額(33万円)+26.5万円×世帯の被保険者数」<br>以下の世帯                     | <b>5割</b><br><sup>軽減</sup> | 19,855円  |
| 「基礎控除額(33万円)+48万円×世帯の被保険者数」<br>以下の世帯                       | 2割<br><sub>軽減</sub>        | 31,768円  |

(納付額は100円未満切捨て)

- ※総所得金額等とは各種所得控除(社会保険料控除等)を差し引く 前の金額です。
- ※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から 15万円が控除されます。
- ※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定 の対象となります。
- ※軽減判定は、4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加力 した日)の世帯の状況で行います。



所得割額を負担する方のうち、基礎控除額 (33万円)を差し引いた総所得金額等が58万 円以下の方については、所得割額が一律5割 軽減されます(公的年金収入のみの場合、年金 受給額が153万円超から211万円以下の方 が対象となります)。

## 職場の健康保険などの 被扶養者であった方

後期高齢者医療制度に加入した日の前日 に、職場の健康保険(※)などの被扶養者で あった方は、均等割額が9割軽減され、所得 割額がかかりません。



※対象となる保険:

協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)、各健康 保険組合、共済組合、船員保険

※国保、国保組合は対象となりません。





